

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【公表番号】特表2009-542290(P2009-542290A)

【公表日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【年通号数】公開・登録公報2009-048

【出願番号】特願2009-517543(P2009-517543)

【国際特許分類】

A 6 1 C 17/02 (2006.01)

B 0 5 B 7/30 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 17/02 B

B 0 5 B 7/30

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年12月25日(2012.12.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

口の洗浄に使用するための液滴噴霧作成装置であって、前記装置は：

オリフィス板を貫く少なくとも1つのオリフィス開口部を持ったオリフィス板を中心に有するスプレー ヘッド筐体；

前記スプレー ヘッド筐体に液体を届けるための液体ライン(line)システムであって、前記オリフィス開口部を通る液体の流量が、前記液体が前記オリフィス開口部を通り液体流としてそこから出る前記オリフィス開口部の大きさに対し十分大きいシステム；及び

前記スプレー ヘッド筐体中の少なくとも2つの気体開口部を通して前記スプレー ヘッド筐体に気体を届けるための気体ラインシステムを含み、

前記2つの気体開口部は前記オリフィス開口部の下流にあり、前記2つの気体開口部はそこからの気体流が略180°離れて前記オリフィス開口部からの前記気体流に略垂直に衝突するように方向付けられ、

前記スプレー ヘッド筐体は、前記スプレー ヘッド筐体から下流であるとともに前記スプレー ヘッド筐体の前記2つの気体開口部から下流に、前記気体開口部を有する前記スプレー ヘッド筐体の一部より小さい直径である1mm以下であるが0.4mmより大きい直径を有する出口ダクトを有する、液滴加速部を含み、

前記オリフィス開口部は150-350μmの範囲の直径を有し、

前記スプレー ヘッドの内部は、前記気体開口部を通る前記気体流に対して、前記気体流が、歯の洗浄をするために、毎秒25-70mの範囲の十分な速度と十分な大きさとを有する液滴噴霧に前記液体流を分解するのに十分な速度と流量で前記オリフィス開口部からの前記液体流に衝突するように、構成され且つ配置される、

装置。

【請求項2】

前記液体流により作られた圧力が、液体の表面張力に打ち勝つために必要な圧力より実質的に大きい請求項1の液滴噴霧装置。

【請求項3】

前記オリフィス開口部が0.5mm以下の直径を有する請求項1の液滴噴霧装置。

【請求項 4】

前記オリフィス板が、シリコンを含む物資でできている請求項1の液滴噴霧装置。

【請求項 5】

前記オリフィス板が、複数のオリフィス開口部を含む請求項1の液滴噴霧装置。

【請求項 6】

前記加速ダクトの直径が約0.4mmで且つ前記オリフィス開口部の直径が150-200μmの範囲である請求項1の液滴噴霧装置。

【請求項 7】

前記システムが、前記オリフィス開口部からの液体流を囲む前記筐体内に中央輪部材を含み、前記中央輪が中央輪を貫く一定間隔の複数の開口部を含み、各開口部のペアーは約180°の角度を為し且つ前記液体流ラインに垂直で、前記気体流が前記中央輪に向けられ、且つ前記中央輪開口部が前記オリフィス開口部からの前記液体流に対し開いている請求項1の液滴噴霧装置。

【請求項 8】

前記システムが、前記オリフィス開口部からの前記液体流を囲む中央輪部材を含み、前記中央輪部材が前記液体流に対し開いている中央輪を囲む連続的開口部を含み、前記中央輪部材が前記筐体に配られる前記気体流を受け取る請求項1の液滴噴霧装置。